

15監技 第185号
平成15年(2003年)10月8日

各発注機関の長 様

土木部長
農政部長
林務部長
住宅部長
企業局長
会計局長

「工事現場等における適正な施工体制の確保等」に関する運用について（通知）

このことについては、平成13年5月1日付13監技第68号「施工体制の適正化及び一括下請負の禁止の徹底について」及び平成13年5月8日付13監技第48号「工事現場における施工体制の把握要領」により実施しているところですが、このたび下記のとおり運用事項を定めましたので、入札契約手続き、監督及び検査において適切な対応をお願いします。

記

- 1 「下請負人通知書」の提出を義務化する。
- 2 「施工体制台帳」については、建設業法第24条の7、同施行令第7条の4に定める金額以外であっても作成するものとする。
- 3 「施工体制台帳」に記載を必要とする業種等の考え方を別記のとおりとする。

担当	土木部監理課技術管理室 北沢陽二郎 尾岸健史
電話	026-235-7323
ファクシミリ	026-235-7482
防災電話	8-231-3344
電子メール	gijukan@pref.nagano.jp

下請負人通知書・施工体制台帳の提出について

項目	処理方法	法令等の規定内容
<p>下請負人通知書の提出義務について</p>	<p>発注機関は、下請負人通知書の提出によって、下請負人の有無を確認し、施工体制を把握できるようになることから、発注機関から直接建設工事を請け負った者（以下「元請負人」という。）は、下請金額に係わらず、下請負人通知書を提出するものとする。</p> <p>なお、下請負人通知書の金額欄には、日々単価契約の場合、想定される工期の総額を記載すること。</p>	<p>○建設工事標準請負契約約款第7条 「発注者は請負者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。」</p> <p>○土木工事現場必携 「下請負を行う場合は、金額に係わらず原則として提出するものとする。」 「下請負人通知書は、施工計画、施工体制台帳作成以前に提出するものとする。」</p>
<p>施工体制台帳の提出義務について （下請負人に関する事項、再下請通知書、下請負契約書写、施工体系図を含む）</p>	<p>建設業法の規定に基づき、特定建設業者が元請負人となった場合、下請代金の総額が3,000万円（税込み）（建築一式工事の場合は4,500万円（税込み））以上のときは、建設工事の適正な施工を確保するため、施工体制台帳を作成しなければならない。</p> <p>また、建設業法上の作成義務に該当しない場合であっても、元請負人は、建設工事の適正な施工を確保するためには、直接の契約関係にある下請業者のみならず、当該工事の施工にあたる全ての建設業を営む者を監督しつつ、工事全体の施工を管理することが必要であることから、建設業法に準拠して施工体制台帳を作成するものとする。</p> <p>なお、この取扱いは元請負人が一般建設業者である場合についても同様とする。</p>	<p>○建設業法第24条の7 「特定建設業者は、発注機関から直接建設工事を請け負った場合において、請負代金の総額が政令に定める金額以上のときは、建設工事の適正な施工を確保するため、…施工体制台帳を作成しなければならない。」</p> <p>○建設業法施行令第7条の4 「建築一式工事は4,500万円 それ以外は3,000万円」</p> <p>○建設業法第24条の7逐条解説 「作成義務のない場合であっても、建設工事の適正な施工を確保する観点から、本条の定めるところに準拠して施工体制台帳の作成を行うことが望ましい。」</p> <p>○土木工事現場必携 「下請負契約の金額が基準に満たない場合でも、施工体制台帳等を作成することが望ましい。」</p>

施工体制台帳上の下請負人の判断について

事例	処理方法	
	施工体制台帳等の記載の有無 (下請負人に関する事項、再下請通知書、下請負契約書写、 施工体系図、下請負人通知書を含む)	主任 (監理) 技術者の配置の有無
交通整理員 ガードマン	本来、警備会社との契約は建設工事の請負契約には該当しない。 ただし、県としては、これらの業務は建設工事との関連性をもって元請負人の指揮、調整のもと行われるものであるため、県工事では、台帳記載、契約書写しの添付は必要と考える。 (国土交通省通達 (H13.3.30 付) により、国土交通省直轄工事においては一次下請の警備会社名、現場責任者名の台帳記載を求めている。)	建設工事に該当しないため、技術者の配置不要。
産業廃棄物処理業者	本来、産業廃棄物処理業者との契約は建設工事の請負契約には該当しない。 ただし、県としては、産業廃棄物処理委託も契約書の提出を義務付けていること、これらの業務は建設工事との関連性をもって元請負人の指揮、調整のもと行われるものであるため、県工事では、台帳記載、契約書写しの添付は必要と考える。	建設工事に該当しないため、技術者の配置不要。
ダンプ運搬 (1人親方の ダンプ運転手)	①個人事業主として建設会社と契約する場合は、請負契約に該当するため、台帳記載を必要とする。 ②建設会社に車持ちで勤務し、建設会社との間に実質的な雇用関係 (臨時雇用など) がある場合、請負契約に該当せず、台帳記載は不要。	運搬を業とするため、技術者の配置不要。

施工体制台帳上の下請負人の判断について

事例	処理方法										
	施工体制台帳の記載の有無 〔 下請負人に関する事項、再下請通知書、下請負契約書写、 施工体系図、下請負人通知書を含む 〕	主任（監理）技術者の配置の有無									
1 日で完了する請負契約、小額な作業・雑工・労務のみ単価契約の請負契約	業者間の契約が建設工事である場合は、請負契約に該当するため、台帳記載を必要とする。	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>建設業許可有り</td> <td>建設業許可無し</td> </tr> <tr> <td>請負金額 500 万円以上 (建築一式工事は 1,500 万円以上)</td> <td>技術者の 配置必要</td> <td></td> </tr> <tr> <td>請負金額 500 万円未満 (建築一式工事は 1,500 万円未満)</td> <td>技術者の 配置必要</td> <td>技術者の 配置不要</td> </tr> </table>		建設業許可有り	建設業許可無し	請負金額 500 万円以上 (建築一式工事は 1,500 万円以上)	技術者の 配置必要		請負金額 500 万円未満 (建築一式工事は 1,500 万円未満)	技術者の 配置必要	技術者の 配置不要
	建設業許可有り		建設業許可無し								
請負金額 500 万円以上 (建築一式工事は 1,500 万円以上)	技術者の 配置必要										
請負金額 500 万円未満 (建築一式工事は 1,500 万円未満)	技術者の 配置必要		技術者の 配置不要								
クレーン作業、コンクリートポンプ打設等、日々の単価契約で行っている場合	日々の単価契約で行っている場合でも、建設工事の請負契約に該当すると考えられる。 従って、台帳記載を必要とする。										
クレーン等の重機オペレータを機械と一緒にリース会社から派遣されたオペレータを建設業務につかせることは、労働者派遣事業法に抵触するので、リース契約ではなく建設工事の請負契約とすることが必要となる。 従って、台帳記載を必要とする。 なお、請負金額が 500 万円以上の場合には、リース会社であっても建設業の許可を必要とする。											
他の建設会社から応援者を借上げる場合	<p>応援者の調達にあたっては、労働者派遣事業法に抵触しない契約形態を選択する必要がある。</p> <p>① 応援者を提供した会社と応援者を借上げた会社が請負契約を締結した場合は、台帳記載を必要とする。</p> <p>② 応援者を借上げた会社が、臨時雇用するなどによって、その応援者と雇用関係にある場合は、請負契約に該当せず、台帳記載は不要。</p>	請負契約ではないため、技術者の配置不要。									

